金融庁組織令の一部を改正する政令の施行に伴う
国土交通省関係省令の整理に関する省令

令和８年７月
大臣官房会計課
総 合 政 策 局
水管理・国土保全局
道　　路　　局
住　　宅　　局
鉄　　道　　局
物流・自動車局
海　　事　　局
航　　空　　局
観　　光　　庁

【背景】

○　金融庁組織令の一部を改正する政令（令和８年政令第　号）の施行に伴い、金融庁組織令（平成 10 年政令第 392 号）の規定を引用する国土交通省関係省令において条ずれが生じることから、これに対応する必要がある。

【改正の概要】

○　以下に掲げる省令の規定中「第二十四条第一項」を「第三十四条第一項」に改める。

- 国立研究開発法人土木研究所の財務及び会計等に関する省令（平成 13 年国土交通省令第 44 号）第４条第２項
- 国立研究開発法人建築研究所に関する省令（平成 13 年国土交通省令第 45 号）第 10 条第２項
- 国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所に関する省令（平成 13 年国土交通省令第 47 号）第 10 条第２項
- 独立行政法人海技教育機構に関する省令（平成 13 年国土交通省令第 52 号）第９条第２項
- 独立行政法人航空大学校に関する省令（平成 13 年国土交通省令第 53 号）第９条第２項
- 独立行政法人自動車技術総合機構に関する省令（平成 14 年国土交通省令第 57 号）第９条第２項
- 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構に関する省令（平成 15 年国土交通省令第 102 号）第８条第２項
- 独立行政法人国際観光振興機構に関する省令（平成 15 年国土交通省令第 103 号）第９条第２項
- 独立行政法人水資源機構の財務及び会計等に関する省令（平成 15 年国土交通省令第 104 号）第４条第２項
- 独立行政法人自動車事故対策機構に関する省令（平成 15 年国土交通省令第 106 号）第９条第２項
- 独立行政法人空港周辺整備機構に関する省令（平成 15 年国土交通省令第 107 号）第９条第２項

・　独立行政法人都市再生機構に関する省令（平成 16 年国土交通省令第 70 号）第９条第２項
・　独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に関する省令（平成 17 年国土交通省令第 64 号）第８条第２項
・　特定複合観光施設区域整備法に基づく設置運営事業等の監査及び会計に関する省令（令和３年国土交通省令第 75 号）第３条第２項

【スケジュール】
公　布：令和８年７月下旬又は８月上旬
施　行：令和８年８月上旬